

### 埼玉県報

第 2966 号 平成 30 年(2018 年) 1 月 9 日 火曜日

#### 目次

#### 告示

- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 不在者投票を行うことができる施設の指定解除(選挙管理委員会)
- 不在者投票を行うことができる施設の指定(選挙管理委員会)

# 埼玉県告示第二十五号

けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する二月十八日終了した旨測量計画機関である埼玉県熊谷県土整備事務所から通知を受 同法第十四条第三項の規定により公示する。 平成二十九年埼玉県告示第千百六十九号で公示した公共測量は、平成二十九年十

平成三十年一月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 埼玉県告示第二十六号

三十一日終了した旨測量計画機関である三芳町富士塚土地区画整理組合から通知を平成二十九年埼玉県告示第七百二十号で公示した公共測量は、平成二十九年十月 る同法第十四条第三項の規定により公示する。 受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用す

平成三十年一月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 埼玉県選管告示第一号

投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。 第二号(他の政令において準用し、又は例による場合を含む。)の規定による不在者 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項

平成三十年一月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 德 治

病院	種別
医療法人社団 廣瀬病院	施設の開設主体及び名称
の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一	所 在 地

# 埼玉県選管告示第二号

投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。 第二号(他の政令において準用し、又は例による場合を含む。)の規定による不在者 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項

平成三十年一月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 德 治

老人ホー	病院	種別
本 特別養護老人ホーム 特別養護老人ホーム	医療法人刀圭会 本川越病院	施設の開設主体及び名称
五番地一	十二番地の一	所 在 地